

令和4年 第1回農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号	1	農地法第3条の規定による許可申請について	R4.1.5	許可
議案第2号	1	農地法第5条の規定による許可申請について	R4.1.5	承認（進達）
議案第3号	1	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(使用貸借権)	R4.1.5	承認
	2	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃借権)	R4.1.5	承認
	3	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃借権)	R4.1.5	承認
届出	1	農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用不要届について	R4.1.5	受理
届出	1	農地法第18条の規定による合意解約について	R4.1.5	受理

令和4年 第1回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第1回総会
- 2・日時 令和4年1月5日(水) 午後15時00分～15時33分
- 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室
- 4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について 3件
- 届出 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用不要届について 1件
- 届出 農地法第18条の規定による合意解約について 1件

その他

5・出席者 農業委員

議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名
1	○	久保田 保幸	4	○	松永 淳一郎	7	○	田代 美由紀
2	○	田代 修一	5	○	大串 勝美	8(副会長)	×	岩永 嘉之
3	○	古川 法秋	6	×	前田 崇文	9(会長)	○	藤 俊信

最適化推進委員

草野 正雄	福田 美登志	池田 俊彦	藤井 和義
岩永 敏郎	藤 一郎	石橋 哲徳	岸川 マサヨ

農業委員会事務局 井筒克己 永尾由美子 前田栄治

○農業委員会総会議事録

○事務局

皆さま明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。定刻になりましたので只今から令和4年第1回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

皆さま方改めまして新年明けましておめでとうございます。旧年中はいろいろとお世話になりました。今年もどうぞよろしくお願いいたします。このところ2年間はコロナコロナで大変な目にあってようやく終息するかと思いきや、新たな変異株が出てきたようで感染が広がるのではないかと心配されるところです。本日も最後まで慎重な審議をよろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。
只今の出席委員は9名中7名です。
定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。
それでは有田町農業委員会会議規則第3条により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

○議長（会長）

日程第1議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）
それでは本日の署名委員は、4番（松永淳一郎）、5番（大串勝美）委員にお願いします。
審議に入る前に報告事項を先に行いたいと思います。
事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP21報告事項をお開き下さい。
〇〇〇の〇〇〇さんと〇〇〇さんとの間で利用権設定されていましたが、相手を変えて利用権設定を結ばれる事から双方合意にて解約されます。
続きまして、議案書のP15報告事項をお開き下さい。

議案書のP15が届出内容で、P16に位置図、P17航空写真、P18に平面図、P19・20に事務局にて作成しました参考資料を添付しています。
～資料の読み上げ～

農地に入る道が無いという事で、今回農地4筆をまたがって進入路を造作されます。通常、道路や進入路を作られる場合は農地転用をされ県知事の許可が必要となりますが、今回の場合は例外として耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又はその農地、(二アール未満に限る。)をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合については、県知事の許可は不要とされ届出を出されています。この申請は、奥の農地を使われるという事で利用の増進という事になりますので、この適用の農地転用不要届を提出していただいております。

以上報告します。

○議長（会長）

報告事項について説明がおわりました。

転用不要届について現地確認委員さんの確認説明をお願いします。

○5番委員

12月24日に現地確認を行いました。P16の位置図をご覧ください。申請地は〇〇〇地区になり、〇〇〇から〇〇〇方面へ約400メートルほど行った道路沿いの左側が申請地でした。ちなみに道沿いの右側が〇〇〇となっています。先ほど事務局から説明がありましたとおりで、奥の農地を効率的に使用されるということですので、問題はないかと思われま

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

この周辺に〇〇〇さんの土地はどれくらいあるのかな。

○事務局

3反5畝ほど。

○議長（会長）

あそこは勾配が急で左右に法面がいろいろになるね。

○事務局

そうですね。手前は道になります。

○議長（会長）

他に質問ありませんか。

質問が無いようですので、これで報告事項を終了します。

日程第2議案第1号農地法第3条規定による申請1番について議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

議案書P1をお開き下さい。P2に位置図、P3に航空写真を添付しております。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○5番委員

こちらと同じく12月24日に現地確認を行いました。P2の位置図をご覧ください。申請地は国道202号線沿いの〇〇〇交差点からMR踏切を渡り、〇〇〇方面へと100メートルほど行った先の橋を渡ってすぐの右側が申請地となります。問題はないかと思われま

○議長（会長）

地元委員さんで補足説明があればお願いします。

○最適化推進委員

この土地は〇〇〇地区の祭り田でございまして、耕作するメンバーも高齢で話し合った結果、地域の担い手で頑張っている〇〇〇さんが快く受けて下さる事になりました。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

議案第1号農地法第3条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により許可されました。

続きまして議案第2号農地法第5条規定による申請1番について議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

議案書のP4が申請内容で、P5に位置図、P6に航空写真、P7に土地利用計画図を添付しています。

～資料の読み上げ～

複数の土地を駐車場として借りられていましたが、自宅周辺で話合いがつかれた事から申請されます。

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○3番委員

12月24日に現地確認を行いました。申請地は○○○地区となり、国道202号線沿いの○○○交差点から西へ90メートルほど上ったところから南側へ町道を60メートルほど行った右側が申請地になります。ここは、30年以上前から田んぼや畑の様相はなく雑種地みたいな感じです。

一部ぬかるむ場所もあり、草刈りだけされていたようです。譲受人さんの○○○さんは近くに駐車場を複数借りられていますが、自宅横に駐車場が相談出来られたと聞いています。排水に関しましては敷地の町道側に大きな側溝があり、特別問題はないかと思われまますのでご審議の程をお願いします。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

10アール当りの単価が高いね。

○事務局

自宅横でもありますし。

○議長（会長）

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号農地法第5条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番は許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の町長に対する要請1番から3番について、一括して議題といたします。
事務局より、説明をお願いします。

○事務局

申請1番

議案書のP8・9が申請内容、P10に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請2番

議案書のP11が申請内容、P12に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請3番

議案書のP13が申請内容、P14に航空写真を添付しています。

以上、計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法規定の要件を満たしていると考えます。

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、事務局にて事前確認されていて問題ないということです。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○最適化推進委員

申請1番は親子になりますが、親子間でも申請が必要ですか。

○事務局

申請1番は農業者年による申請となります。お父さんが農業者年金を受給されていて、制度上所有の農地経営を後継者に全て譲る事で上乗せを受給する事ができます。経営を譲っているという事を確認する上で必要とされる申請となります。この事から、農業の申告等も譲り受けた息子さんで申告されてることになります。

○議長（会長）

私もこの年金を受給していますが、経営移譲という事で全て息子に引き継いでいます。

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

採決は一括して行います。

議案第3号要請1番から3番について集積計画の作成を要請することに賛成の方は、挙手を求めます。

全員賛成により要請1番から3番は承認されました。

承認を得ましたので、農用地利用集積計画を作成するよう要請する事といたします。

以上で、本日の議事事項についてはすべて終了しましたが、その他ございませんか。

これにて、令和4年第1回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は、2月1日（火）の予定です。

総会 15時33分終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名 藤 俊信

署 名 4番 松永 淳一郎

署 名 5番 大串 勝美

書 記 永尾 由美子